

平成29年 環境生活委員会 開催状況

開催年月日 平成29年8月1日(火)
 質問者 民進党・道民連合 広田 まゆみ 委員
 答弁者 環境生活部長 小玉 俊宏
 低炭素社会推進室長 阿部 淳
 低炭素社会推進室参事 佐藤 圭子

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 地球温暖化対策の推進について (一) パリ協定に対する対応状況について 平成27年、皆さんもご承知のとおり、12月、パリ協定が合意をされました。 ところがなかなか実効が上がらず、現在、南極の棚氷というのが特に大量に溶け出したということで、いわゆる異常気象が各地で頻発をしています。今日、たまたまヒアリということが前段にご質問されました。貨物輸送を原因とするヒアリについて問題とされましたけれども、昆虫をはじめとして、アメリカ大陸のデータですが、昆虫学者や生物学者の方たちを中心に、生物の北への移動が尋常じゃないぐらい激しくなっているということで、大変この気候変動の問題が大きな課題になっているところです。 また、ヨーロッパを中心に移民、難民などの問題も、その背景には気候変動による砂漠化などから、その移民、難民、政治不安定などが生じている、大きな政治課題になっているところで、改めて私たち人類の経済活動のあり方ですとか消費行動に責任の大半があるこの気候変動に関し、より危機意識を持って実効ある取組が求められていると、改めてこの環境生活委員会に所属をさせていただきまして、その認識を強くしているところであります。 このパリ協定を受けて、中央政府は昨年5月、新たな地球温暖化対策計画を決定し、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するという目標の達成に向け、より一層の効果的な対策を推進することとしたところです。北海道においても、先の第4回定例道議会における知事答弁でも、国の削減目標を踏まえ、本道の優位性や特性を勘案した新たな目標を定めるとともに、豊かな再生可能エネルギーの導入促進や、家庭部門、運輸部門の温室効果ガスの排出削減など、道民の皆さま、市町村、産業界の方々と一体となって地球温暖化対策に積極的に取り組むことが重要であるとの見解が示されたと承知をしています。 検討に当たった視点などをどのように考えられているのか、また、現在の検討状況などについて伺います。</p> <p>今のご答弁のポイントでいきますと、国の動向を踏まえるということと、従前どおり北海道環境審議会に調査審議を諮問しているということだというふうに思います。 こうした国の動向を踏まえるということの意義とですね、私としては、北海道環境審議会に従前どおり調査審議を諮問することで事足りるのかというようなことを、今後、これからの質疑で少し質問させていただきたいというふうに思います。</p> <p>(二) 地方公共団体実行計画などについて まず、地方公共団体実行計画などについてご質問したいというふうに思いますが、先程のパリ協定ですけれども、米国大統領が、せっかくですね、アメリカと中国が協定にやっと参加をした、これから本当に2℃以内に温度上昇をとどめない大変なことになるところから、残念ながら実効の上がないときに、先進国だとか途上国の枠を超えて、アメリカと中国も参加する中で始まったパリ協定から米国大統領が離脱したということは、非常に残念でありましたけれども、一方で、アメリカではカリフォルニア州のブラウン知事をはじめ、米国内の多くの自治体や各界の代表者から、私たちは、まだパリ協定の中にいるという宣言が即座に出されたことは、地球温暖化対策の世界的な、これまで国だとか産業別の縦系だったものが、その地域ということが大変重要になってきている大きな動きの</p>	<p>(低炭素社会推進室参事) 北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについてですが、国においては、昨年5月、パリ協定を踏まえた新たな地球温暖化対策計画を策定し、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減する中期目標などを掲げ、その実現に向けて、省エネルギー対策の徹底や再生可能エネルギーの最大限の導入、地球温暖化防止のための国民運動の推進などに取り組むこととしていただいております。 道では、こうした国の動向などを踏まえ、昨年7月に北海道環境審議会に調査審議を諮問するなど、推進計画の見直しを進めているところであり、見直しに当たっては、国の計画を踏まえた削減目標などの設定、本道における温室効果ガス排出量の推移やこれまでの地球温暖化対策の実施状況、豊かな森林資源や再生可能エネルギーなど、本道の優位性を活かした施策の検討などが見直しのポイントと考えております。 こうした点も踏まえ、審議会では、これまで、「道の総合計画などに掲げた各種対策との整合性」、「気候変動に関する最新の科学的知見の反映」、「バイオマスのエネルギー利用や二酸化炭素吸収源として森林のもつ機能の積極的な活用」、「緩和策と適応策の位置づけ」など、幅広いご意見を頂いているところであり、道としては、引き続き、審議会でのご議論なども踏まえ、推進計画の見直しを進めてまいる考えでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>1つと考えるところであります。</p> <p>日本の環境省においても、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、従来の産業別対策などを超えて、地方公共団体実行計画の共同策定や国民運動の更なる展開などについて規定し、地方からの地球温暖化対策の一層の基盤強化を図ったと承知をしております。</p> <p>1 道内市町村における現行の温暖化対策計画の策定状況などについて</p> <p>そこで、まず、道内の市町村における現行の温暖化対策の策定状況などについて伺いますが、パリ協定などの対応以前に、道としては長いことやっている取組だと思えますけれども、市町村の地球温暖化対策計画の策定状況をどのように把握し、どのように連携、協働してきたのか伺います。</p> <p>あわせて、市町村単位での温暖化対策を進めるにあたっての課題をどのように把握してきたのか伺います。</p> <p>【再質問】</p> <p>今のご答弁で言いますと、今度、改めてお聞きしますけど、実行計画というのは中核市とかを中心に15市町村で、市町村の事務事業に関する計画というのは、もう10年以上前からつくらなければいけないこととなっていると思えますけれども、150市町村ということで努力はされていると思えますけれども、29市町村で策定されていないということ、どのように実態を把握されているのかということ、まず伺いたいと思います。</p> <p>そして、市町村の担当者会議を開いてらっしゃるといふふうにおっしゃっていらっしゃいましたが、そもそも私の中では、その温暖化対策の担当者っていうのが、市町村にいるのかいないのか、実際にいろんな部門の人たちが、現実に市町村役場の実態として兼務しながら、そこにいらっしゃるといふふうに思いますが、どういふ状態の人たちが会議に来てるかということ、道として把握していないと実効が上がるような温暖化対策ができないかというふうに思いますが、その辺の、29市町村の状況ですとか、市町村の担当者の状況について、どのように把握しているのか伺いたいと思います。</p> <p>2 これまでの地球温暖化対策を進める人材や推進母体の育成などについて</p> <p>全国的にも、別にそんなに北海道は劣っていないよとご答弁だったと思えますけれども、北海道は、やっぱり環境に関しては、ぜひ全国的な平均より先んじていただきたいと、強くまず指摘をさせていただきたいと思えますし、総務のような担当が多いということは、ある意味で啓発活動が道の施策の中心であったことの現れなのかなと、これはまた改めて分析をさせていただきたいというふうに思いますが、今のご答弁でもありましたように、道は市町村に働きかけるわけですけれども、その市町村に働きかけても、現実的にそれは市町村自身がお決めになることですから、その担当者を置くか置かないかということ、なかなか道としてどうこう言うことでもないという状況の中でいくと、その民間の方ですね、これまでの地球温暖化対策を進める人材ですとか、推進母体の育成などについて、改めて伺いたいと思えますけれども、先程申し上げましたように、市町村自治体に関しては、地球温暖化対策のみならず、環境政策そのものを推進する上での人材難も想定をされるん</p>	<p>(低炭素社会推進室参事)</p> <p>市町村における地球温暖化対策についてであります。道では、毎年度実施している推進計画の進捗状況の点検・評価において、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画の策定状況や、施策の実施状況を取りまとめており、平成28年3月末現在では、市町村の自然的、社会的条件に応じた地球温暖化対策に関する実行計画は15市町村で、また、市町村の事務事業に関する計画は150市町村で策定されております。</p> <p>また、温暖化対策を進める上での課題については、市町村の担当者会議などにおいて、温暖化対策の取組状況についての意見交換や、国や道の支援制度に関する情報提供などを通じ、地域のニーズ、あるいは再生可能エネルギー導入に関する知識の不足や資金面での不安などの課題の把握に努めてきたところでございます。</p> <p>さらに、地域との連携、協働については、家庭での省エネ行動を促進するための事業や、エコドライブ推進などの普及啓発事業に連携して取り組んできたところであり、道としては、引き続き、地域の状況や課題などに応じた地球温暖化対策を市町村と連携して進めてまいりたいと考えております。</p> <p>(低炭素社会推進室長)</p> <p>事務事業に関する市町村の実行計画の策定状況などについてでございますけれども、まず、法律ですべての市町村が策定することとされております事務事業に関する地方公共団体の実行計画につきましては、道内では、全市町村の約2割に当たる29の市町村で策定されていない状況にあるということでございますが、国が全国を対象にしている調査において約2割同様程度の傾向があるというふうに見られておまして、その策定されていないという主な理由といたしましては、「計画策定のための人員がいない」ということ、また、「計画に盛り込む対策の予算が確保されていない」ということなどが主なその理由として挙げられているということでございます。</p> <p>また、市町村の担当部署についてでございますが、道におきまして、毎年度の年度の当初、市町村に照会するなどして、地球温暖化対策の担当部署を把握しているところでございますけれども、規模の小さな町村におきましては、総務や企画業務などを担当する部署が兼任しているところが多くなっている実態というふうに承知をしております。</p> <p>(低炭素社会推進室参事)</p> <p>人材の育成などについてであります。道では、地球温暖化対策に関する普及啓発や省エネ行動のアドバイスなどを通じ、道民の皆さまや、事業者の方々の積極的な取組をサポートするため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、公益財団法人北海道環境財団を北海道地球温暖化防止活動推進センターに指定するとともに、温暖化対策の推進に識見を有する方々を北海道地球温暖化防止活動推進員として委嘱しております。</p> <p>推進センターでは、気候変動などに関する最新情報の収集や発信を行い、推進員の活動支援や、普及啓発事業を担うスタッフの育成などに取り組んでいるほか、推進員については、小中学校での学習会や民間事業者の研修会での講演をはじめ、市町村と連携した環境イベントへの参加など、地域に身近に接し、活動の輪を広げながら温暖化防止活動の普及に取り組んでいるところでございます。</p> <p>また、環境団体の把握については、毎年度実施してい</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>ではないかなというふうに思います。</p> <p>NPOなどの民間活力との連携も必要と考えるわけですが、道としては、どのように地球温暖化対策を推進する人材を育成し、具体的にどのような取組が地域で展開されているのかを伺います。</p> <p>また、協働で地球温暖化対策などを進める環境団体等の現状把握や連携などはどのように進めてきたのか、また、今後はどのように進めていくべき考えか、さらに、取組を進めるにあたっての課題とすべきところをどのように認識しているのか伺います。</p> <p>人材育成などについても、地球温暖化防止活動推進センター、環境財団でもいろんな厳しい財源的な抑制のある中、努力をされているというふうに思いますが、これは皆さんの中でまたご検討いただきたいと思えますけど、例えば、この29市町村に対してですね、具体的に今までの道から市町村に働きかけるといことがだめなのであれば、何らかの形での人材育成ということをそこにきちんと絞って、その中で、計画策定がすべてではありませんけれども、何らかの29市町村に対しての働きかけが必要なのではないかということも少し考えるところであります。ご検討いただければと思います。</p> <p>3 地方公共団体実行計画区域施策編についての考え方について</p> <p>次に、地方公共団体実行計画の区域施策編についての考え方について伺います。</p> <p>地方における地球温暖化対策を進めるに当たっては、道民の中の気候変動問題に対する、残念ながら結局、地球温暖化対策って言うとなんか暖かくなるからいいんじゃないかっていうことも未だに言う方もいらっしゃいますし、北海道でぶどうが採れるようになるからいいんじゃないかって言う方もいらっしゃったり、そういう変化をどういうふうに受け入れるかっていうのはいろんなものがありますけども、その気候変動問題に対する危機意識の高まりの不足や、道庁においても大変著しいですが、自治体の厳しい財政制約をはじめとして、その環境政策全体を推進するに当たっても多くの課題に直面していると認識をしています。</p> <p>一方で、多くの地域において、少子高齢化、人口減少の進行、地域経済の先行きに対する懸念であるとか、一方で科学技術の急速な進歩などのさまざまな社会情勢に対応することも強く求められておまして、従来の環境政策の推進の仕方では逆に不十分ではないかというようなことが言われています。</p> <p>そうした中で、環境省としても、先程、最初のご答弁の中で国の動向を踏まえるというふうにおっしゃってますけれども、環境省としても新たに、地方公共団体における地球温暖化対策の、その実行計画、これまでの事務事業計画とは別にですね、実行計画策定に関し、これからの地方における地球温暖化対策のあり方として、「コベネフィットの追求」、「努力の見えるPDCA」、「戦略的なパートナーシップ」の3つを提唱しています。</p> <p>これらについては、区域の温室効果ガス排出量の短期的な増減や、過度に精密な技術的検討に一生懸命になることよりも、むしろ、地球温暖化対策を通じた地域の利益の追求や多様な課題への対応こそを優先すべきとしておまして、関係部との関連施策ともより戦略的な連携を図りながら、技術の発達や新たな仕組みの開発も含めて、地球の温暖化対策の努力の結果が、地域で暮らす人にとってもわかりやすい実効的な施策の展開を重点とするものであるということ、これは私が持論で言っているんじゃないくて環境省が言っております。</p> <p>道のこれからの地球温暖化対策、計画の見直しをする上でも、非常に重要な視点だと考えますけれども、いわゆる区域施策編への対応について、まず、道として、どのように取り組む考えか、あわせて、市町村に対してある意味で新たな視点としての計画策定になると思いますが、市町村に対して計画策定の支援をどのように進める考えか伺</p>	<p>る進捗状況の点検・評価において、市町村を通じて地域での活動状況などを取りまとめているところですが、課題としては、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入に加え、気候変動による影響への適応など、多様化する地球温暖化問題に対応する新たな視点を含めた幅広い知識の普及や人材の確保などを挙げているところであり、引き続き、推進員や推進センターなどとも連携し、地域における環境団体の活動の推進や人材育成に取り組んでまいります。</p> <p>(低炭素社会推進室参事)</p> <p>市町村における実行計画の策定についてであります、地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県、政令指定都市及び中核市は、その区域の自然的、社会的条件に応じ、温室効果ガス排出抑制等の具体的な目標や、目標達成に向けた対策・施策を盛り込んだ地方公共団体実行計画区域施策編を策定するものとされております。</p> <p>一方、その他の市町村には法律による策定義務はございませんが、道としては、その区域の実情に応じた実行計画を策定することが地域の地球温暖化対策の推進につながるものと考えておりますことから、これまで、市町村担当者会議や、環境省と連携して開催した研修会を通じ、実行計画の策定の重要性や手法などについて説明するとともに、本年3月に国が公表した「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を周知するなど、市町村の計画策定を促してきたところであり、引き続き、国のマニュアルなどを参考に、地域の実情に応じた計画策定に取り組むよう道内各市町村に働きかけしてまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>います。</p> <p>4 コベネフィットの追求について 先ほど申し上げました、環境省が言っている「コベネフィットの追求」、「努力の見えるPDCA」、「戦略的なパートナーシップ」の3点を提唱していることの中の一つ一つを何っていきたいと思いますけれども、道の計画を見直ししていく考え方として、コベネフィットの追求についてですけれども、地域における地球温暖化対策は、温室効果ガス排出の抑制を実現するだけではありません。地域活性化、人口減少対策や産業振興、防災、健康面での多様な課題の解決に貢献し、住民や地域の事業者の利益となる可能性を秘めています。</p> <p>道としても、低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を打ち出されていますが、より戦略的に集中した政策の推進が重要ではないかと考えます。</p> <p>例えば、コベネフィットに関して、バイオマス燃料の活用促進と格差・貧困層対策をあわせて政策を推進する事例などがあると聞くところですが、私としては、積雪寒冷地でもあり、広域自治体の北海道における特徴的な地球温暖化対策としては、持続可能な地域交通政策への貢献なども展望し、必要な技術開発や規制緩和、または強化、あるいはバイオマスであれば素材ごとによって変わってしまう現在の担当窓口などの整理統合なども含めて、早期に、かつ中長期的に重点として取り組むことが将来の危機管理にも重要であると考えます。現時点でのコベネフィットに関しての認識や、道としてすでに取り組んでいる事例があればお聞かせいただくとともに、今後の検討に向けての展開についての考え方を伺います。</p> <p>これは、本会議でも、私も数年前から議論していることですが、環境と経済の調和ではだめなので、もっと文言は整理した方がよいかもかもしれませんけれども、環境政策が牽引する持続可能な地域、経済政策という視点に行かなければ逆にいけないのではないかと、私自身は何年も前から本会議で議論させていただいたのですけれども、別に私がやらなくても環境省が既にその方向に、数年前から立っているのに、道庁としての対応が、私としては遅れているのではないかなと思っています。</p> <p>5 努力の見えるPDCAについて 次に、「努力の見えるPDCA」について伺いたいと思いますけれども、区域における温室効果ガス排出量は、さまざまな外的要因にも左右されるものであり、個々の取組による削減効果が把握、あるいは実感しがたい場合もあります。経済部とともに取り組むことも重要であると考えますが、市町村あるいは、地域単位での目標設定においては、温室効果ガス総量削減量のみならず、最終エネルギー消費量や、地域由来の再生可能エネルギー導入量を計画目標として、あるいはそれによって得するお金の額とかも加えることも有効であると考えます。</p> <p>たとえば、私自身も議会議論でもこの間、事例として何度か取り上げてきましたけれども、木質バイオマス活用で先進的な下川町の調査によると、これはちょっと古い数字にはなりませんけれども、1年間に下川町全体で、3億円を電力会社に、6億円をオイル会社に支払いをしていることで、この町の外に出ている9億円を町内で循環させようということで、いわばバイオマス活用、温暖化対策を展開していることで、非常にわかりやすいと思います。</p> <p>私が感銘したのは、この一つの物差しを、役場のトップの人たちだけではなくて、古い話ですから数年前に下川の現場にお邪魔したのですけれども、職員の人だとか町民の人も同じ物差しを言うということが大変素晴らしい。このことが「努力の見えるPDCA」につながるのではないかとこのように思います。</p> <p>広域な北海道においては、産業構造やポテンシャルもそれぞれ異なりますが、住民を含む地域のさまざまな関係者の関心を盛り上げていくことや、取組の動機づけに向けて</p>	<p>(低炭素社会推進室参事) 温暖化対策におけるコベネフィットについてではありませんが、国の計画策定・実施マニュアルでは、地域におけるこれからの温暖化対策のあり方として、「コベネフィットの追求」、「努力の見えるPDCA」、「戦略的パートナーシップ」の3点を提唱しており、このうち、コベネフィットについては、経済、社会的な便益を含めて、地域における温暖化対策を検討すべきとされているところでございます。</p> <p>道の推進計画においても、計画策定の視点として、「環境と経済の調和」を掲げているところであり、その具体的な事例としては、環境面では、本道に豊富に賦存する再生可能エネルギーを導入することで、温室効果ガスの排出削減に寄与するとともに、経済的な面では、新たな環境産業の創出や、社会的な面では、防災拠点等への自立・分散型エネルギーシステムの導入による災害に強いまちづくりなどにつながることが考えられるところであり、道としては、引き続き、本道の優位性を活かし、環境と経済が調和した温暖化対策を進めてまいる考えでございます。</p> <p>(低炭素社会推進室参事) 目標や測定指標の見える化などについてであります。道では、推進計画を着実に進めるため、毎年度、重点的に取り組む事項を中心に、計画に基づく措置及び施策の実施状況について、PDCAにより進行管理を行っておりますが、道民の皆さまや事業者の方々の取組をさらに促進するためには、施策の進捗状況を、指標や数値などを活用して、わかりやすく示すことが重要であると認識しております。</p> <p>このため、道では、推進計画の点検・評価の実施にあたっては、定量的に把握が可能な部門別の温室効果ガスの排出量や森林による二酸化炭素吸収量などの数値に加え、定量的な把握が難しい普及啓発等の施策については、クールビズに取り組む事業所数などを補完するデータとして取り入れるなどして、分かりやすい点検・評価に努めているところでございます。</p> <p>また、道の地球温暖化防止対策条例では、推進計画に基づく施策の実施状況について、定期的に学識経験者等の評価を受けることとされていることから、毎年度の推進計画の点検・評価について、条例に基づき外部の北海道環境審議会に諮問し、それぞれ専門の立場から調査、審議をいただくとともに、点検・評価の手法についても、審議会のご意見を踏まえて毎年見直し・改善してきたところであり、道としては、こうした取組を踏まえ、引き続き、審議会における点検・評価を進め、着実な地球温暖化対策の推進に努めてまいる考えでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>目指す姿が、例えば、こういう下川の事例のように、より可視化してわかりやすく伝えるコミュニケーションがP D C Aをまわす上でも重要かと考えますが、これについて如何か伺います。</p> <p>また、あわせて、議員提案による地球温暖化防止条例において、地球温暖化対策の推進について、外部による検証ということをご定めさせていただきました。現在は、既存の審議会を、皆さんとしては外部の検証ということでごなされていますけれども、私としては、例えばヨーロッパなどの世界の事例ですとか、環境のための環境政策ではなくて環境経済学というか、経済を本当にこの北海道の持続的な未来をつくっていくために必要な、そういう温暖化対策というところに向けて、短期的でもいいのですけれども、より専門的な、ヨーロッパなどとのさまざまな連携も含めて、地球温暖化対策の検証のあり方について新たな形で行うべきだと考えますが、現時点での地球温暖化対策の検証のあり方について伺います。</p> <p>「努力の見えるP D C A」をまわしていくには、従来の、別に今いらっしゃる環境審議会の皆さんが悪いとか、環境審議会がだめだということではなくて、新たな視点での環境政策を考える上で別の組み立てが必要ではないかということ、私としては指摘をさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>6 戦略的なパートナーシップについて</p> <p>続いて、環境省が、地域実行計画を定めるに当たって、私ではなくて環境省が言っているんですよ、「戦略的なパートナーシップ」という方向性も出していますけれども、それについて伺います。</p> <p>地球温暖化対策は、環境部局のみならず、関係部局を含む全庁的取組とし、庁外のステークホルダー、住民、事業者、金融機関、民間団体、他の地方公共団体との参画、協働が不可欠であるということです。</p> <p>現在、道としては、地球温暖化対策推進本部が設置されていることは承知をしていますが、これも庁内の中だけにとどまっています。</p> <p>平成22年に設置された地球温暖化対策本部で、毎年度決定して進めている「ガイア・N E X Tプロジェクト」も定められて推進されているとは承知していますけれども、そこにおける成果と課題についてどのように認識しているのか、また、環境省の「戦略的なパートナーシップ」という方向性を踏まえて、道としてはどのように対応する考えか伺います。</p> <p>(三)「地球温暖化対策のための税」の活用状況などについて</p> <p>最後の質問になりますけれども、ちょっとご答弁は納得はしていませんけれども、今までの経過の中では、環境生活部の皆さんは、財源も乏しい中で、努力をして工夫をして、いろんな啓発事業などを中心にごやってこられたと承知をしていますが、「地球温暖化対策のための税」というのが導入されました。その活用状況などについて、私自身も関心を持ちたいですし、皆さん自身も関心を持って取り組んでいただきたいと思いますけれども、この低炭素社会をはじめとする、とにかく持続可能な社会の、目先の経済的利益とかではなくて、持続可能な北海道のため、その社会の実現のためには、あらゆる施策を総動員する必要があります、税制というのはその有効な政策ツールであると認識しています。</p> <p>国の地球温暖化対策計画では、「環境関連税制等のグリーン化については、低炭素の促進をはじめとする地球温暖化対策のための重要な施策である。このため、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うなど、地球温暖化対策に取り組む」こととされており、持続可能な社会の構築に向け、</p>	<p>(低炭素社会推進室長)</p> <p>温暖化対策の推進体制についてでございますが、道におきましては、推進計画に示す施策を効果的かつ着実に推進していくため、平成22年度に北海道地球温暖化対策推進本部を設置し、毎年度、各々が連携して進める施策を3つの重点施策をもとに体系的に取りまとめ、全庁が一丸となって地球温暖化対策に取り組んできたところでございます。これまで、N P Oなど地域の民間団体が行う自主的な温暖化対策の支援や、市町村における再生可能エネルギー設備の導入支援、道民や事業者による協働の森づくりなどの吸収源対策等を実施してきたところでございます。</p> <p>国が先に公表いたしました計画策定・実施マニュアルにおきましては、庁内部局に加え、庁外のステークホルダーの参画、協働による戦略的なパートナーシップが不可欠であるとしておりまして、道といたしましては、推進本部を通じて、庁内横断的な取組はもとより、道民、事業者、行政等からなります環境道民会議、また、推進センター、活動推進員、市町村など、温暖化対策に関わるさまざまな方々と連携、協働しながら、本道における温暖化対策を進めてまいりたいと考えてございます。</p> <p>(環境生活部長)</p> <p>地球温暖化対策のための税の活用などについてでございますが、国では、平成24年10月から、石油や石炭などの化石燃料に対しまして、CO₂排出量の割合に応じた一定額を上乗せする「地球温暖化対策のための税」を導入し、二酸化炭素排出抑制対策に充当しております。</p> <p>道におきましての活用状況につきましては、再生可能エネルギー等導入推進基金事業におきまして、道有施設や市町村の防災拠点等への再生可能エネルギーを活用した発電設備や高効率省エネ機器の導入などによりまして、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを支援してまいりましたほか、市町村におきましては、地域住民や民間団体等と連携をして、地球温暖化対策を呼び掛ける普及啓発事業やL E D照明などの省エネ機器の導入等に活用してまいりました。</p> <p>道といたしましては、温暖化対策を着実に進めていくため、今後とも、こうした国の支援制度の活用などを広く市町村に対して周知するとともに、本道に優位性のある再生可能エネルギーを活かした低炭素地域づくりなどをさらに推進するよう、国に対し、税収の効果的な活用</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>よっと今、国会はごちゃごちゃしてあれですけども、税制面からの一層の検討が求められていると承知をしています。</p> <p>すでに、平成24年から段階的な施行をしている「地球温暖化対策のための税」ですが、平成29年度からは2623億円の税収が見込まれ、再生可能エネルギーの大幅導入、省エネ対策の抜本強化等に活用されると承知をしていますが、一応、環境省が所管でありますよね、北海道において、税導入後、この財源の活用状況はどのようになっていくのか伺います。</p> <p>また、こうした中央の財源を活用し、市町村と連携を図りながら温暖化対策を進めていくのも、広域自治体の道として出来ることではないかと考えますが、見解を伺います。</p>	<p>や地方公共団体への支援の充実を求めるなど、市町村などとの連携による温室効果ガス排出削減対策を進め、持続可能な北海道づくりに取り組んでまいります。</p>